

悠悠年金定期積金

ゆとり倶楽部

お取扱期間 2019年1月4日（金）～2019年12月30日（月）

募集契約額 4億円（募集総額に達した場合は期間中であっても取り扱いを終了させていただきます。）

年金友の会会員様・年金友の会予約会員様専用

適用金利

期間

店頭表示金利
+0.10%

1年～5年

- 取扱期間中のご契約はお一人様1口座に限ります。
- お申し込みは年金をお受け取りの店舗、または年金受取予約をいただいた店舗に限ります。

店頭または当金庫ホームページ(<http://www.shinkin.jp/midori/>)に商品概要説明書をご用意しております。

～定期積金の内容～

ご利用できる方	●みどりしんきん年金友の会「会員」の方 ●満58歳以上の方で、当金庫で公的年金または企業年金のお受け取りを予約していただいている方（予約会員の方）	掛込金額	1万円以上5万円以下 (1,000円単位)
		払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
適用金利	店頭表示金利に年0.10%上乗せした金利を約定利率として満期日まで適用します。	付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による掛金の払込みも可能です。
契約期間	1年～5年		

～その他ご留意していただきたい事項～

●掛金は所定の掛込月前に入金することはできません。●払込が遅延した場合は満期日を遅延利息に相当する期間繰り延べます。または、契約時の約定利回り（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延利息をいただきます。●満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。●預金保険制度の対象商品です。（当金庫に複数の口座をお持ちの場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）●マル優のお取扱いはできません。●詳しくは最寄りの店舗または「なんでも相談」ダイヤル（0800-200-7643）にご相談ください。

みどりしんきん年金友の会専用定期積金

悠悠年金定期積金 ゆとり倶楽部

目標額・積立期間に応じた月々の積立金額(例)

(単位：円)

目標額		1年(12回)	2年(24回)	3年(36回)	4年(48回)	5年(60回)
50万円 コース	毎月の積立額	42,000	21,000	14,000	11,000	—
	積立総額	504,000	504,000	504,000	528,000	—
100万円 コース	毎月の積立額	—	42,000	28,000	21,000	17,000
	積立総額	—	1,008,000	1,008,000	1,008,000	1,020,000

※お受取り額は、積立総額に給付補てん金がプラスされます。

※給付補てん金には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

※詳細については、お近くの店舗窓口または渉外担当者にお問い合わせください。

商品内容

商品名	スーパー積金 悠悠年金定期積金「ゆとり倶楽部」	
ご利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●個人のお客様で次のいずれかに該当する方 ・みどりしんきん年金友の会「会員」の方 ・満58歳以上の方で、当金庫で公的年金または企業年金のお受け取りを予約していただいている方（予約会員の方） 	
契約期間	定期積金契約 1年～5年	
預入方法	1万円以上5万円以下（1,000円単位） 毎月一定額を定められた日に払込みとします。	
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。	
利息 (給付補てん金)	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ●店頭表示金利に年0.10%を上乗せした金利を約定利率として満期日まで適用します。 ●契約時に証書に表示する約定利回りを満期日まで適用します。
	給付補てん金の支払方法	●給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	●給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	給付補てん金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による掛金の払込みも可能です。	
制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ●この商品の申し込みは、年金をお受け取りまたは受取予約をした店舗に限ります。 ●取扱期間中のご契約はお一人様1口座に限ります。 	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別途所定の利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ●払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り（年365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ●満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ●預金保険制度の付保対象預金です。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） ●「犯罪収益移転防止法」による本人確認特定事項等の確認ができない場合は、お預け入れいただくことができません。 	

●当金庫は、誠実・公正な勧誘・販売を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供、事実と異なる説明及び誤解を招く説明・勧誘は一切いたしません。

●当金庫は、反社会的勢力からの如何なる申込み、一切受付いたしません。

●詳しくは、担当者もしくは窓口までお気軽にお問い合わせください。